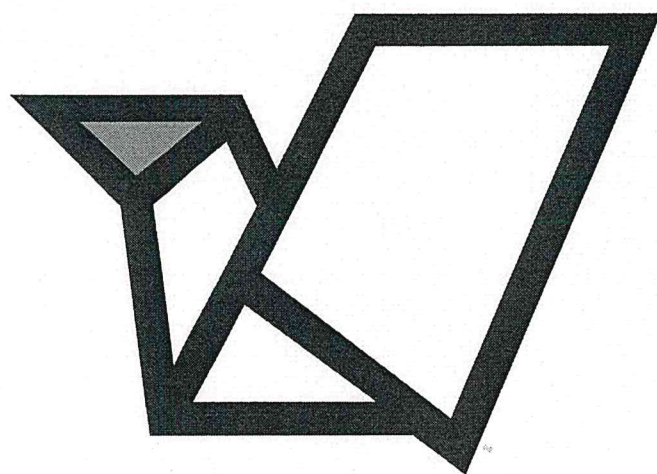


平成22年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会 議会運営委員会



平成22年3月29日

平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会
議会運営委員会記録

○議題・場所

平成22年3月29日 午後2時00分 開会

於：ナビオス横浜「オリージャ」

- (1) 傍聴の許可について
- (2) 平成22年第1回定例会の日程について
- (3) その他

休憩後

- (4) 陳情について
- (5) 閉会中継続審査の申し出について

○出席委員（7人）

星野 國和	本間 悦雄
角井 基	岸浪 孝志
四宮 洋二	服部 俊作
秋山 勇	

○欠席委員（1人）

近藤 洋

議長 横山 栄一

副議長 西村 和夫

○広域連合事務局

事務局長	細川 哲志
業務課長	深澤 公喜
業務課担当課長	鹿島田 雅人
書記長	諏佐 吉則
書記	曾我 直樹
書記	渋谷 尚希
書記	松尾 進

【開会】

(午後 2 時 00 開会)

○委員長(角井 基君)

皆様、こんにちは。委員長の角井でございます。

失礼ではございますが、着席をして進行させていただきますので、宜しくお願いします。

近藤 洋 委員から欠席届が議長に提出されております。

ただ今の出席委員は7名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただ今から「平成 22 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会議会運営委員会」を開会致します。

【傍聴の許可について】

○委員長(角井 基君)

それでは、議事に入りたいと思います。

議題 (1) 傍聴の許可についてお諮り致します。

一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可することに決定致しました。

(傍聴人入場)

【平成22年第1回定例会の日程について】

○委員長(角井 基君)

本日の議題は、お手元に配布してあります次第の通りです。

議題 (2) の「平成 22 年第 1 回定例会の日程について」お諮り致します。

議事日程案について、事務局から説明をお願い致します。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

事務局長の細川でございます。それでは日程案についてご説明をさせていただきます。

資料 1 の議事日程表案をご覧ください。

【日程 1】は、「広域連合長あいさつ」でございます。

【日程 2】は、「議席の指定」でございます。

【日程 3】は、「会議録署名議員の指名」でございます。議長より、渡辺 隆 議員と四宮 洋二 議員を指名していただきます。

【日程 4】は、「会期の決定」でございます。会期は本日 1 日としたいと考えております。

また、議事日程表にはございませんが、次の【日程 5】に入ります前に、諸報告と致しまして、議長より平成 21 年 6 月分から平成 22 年 1 月分の例月現金出納検査の結果を報告していただく予定でございます。

【日程 5】は、一般質問でございます。

本件に対しましては、清水 富雄 議員、杉山 典子 議員、関 美恵子 議員より質問の通告が出ております。

質問者の順番につきましては、議員選出区分の順番に従い、清水 富雄 議員、杉山 典子 議員、関 美恵子 議員の順を予定しております。

質疑は、質問者毎に、一括して行う予定でございます。

【日程 6】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご審議いただくものでございます。

【日程7】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご審議いただくものでございます。

【日程8】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定」について、ご審議いただくものでございます。

【日程9】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご審議いただくものでございます。

【日程10】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定」について、ご審議いただくものでございます。

【日程11】は、「平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、ご審議いただくものでございます。

【日程12】は、「平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、ご審議いただくものでございます。

【日程13】は、「平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご審議いただくものでございます。

【日程14】は、「平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、ご審議いただくものでございます。本件につきましては、市古 映美 議員から質問の通告と、討論の通告が出ております。

【日程15】から【日程18】までは、広域連合議会議長あてに提出されました陳情の取り扱いについて、ご審議いただくものです。

【日程15】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会に対する陳情・請願に対して陳情・請願人の趣旨説明を実施することを求める陳情」について、ご審議いただくものでございます。

【日程16】は、「財政安定化基金活用など全ての手だてにより後期高齢者の保険料引下げを図る事を求める陳情」について、ご審議いただくものでございます。

【日程17】は、「後期高齢者保険料滞納者の実態を調査し、実態に見合った実効ある保険料減免制度に拡充することを求める陳情」について、ご審議いただくものでございます。

【日程18】は、「保険料の応能負担原則の徹底を求める陳情」について、ご審議いただくものでございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました全体の流れについて、ご説明させていただきます。

この後、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただきます、午後2時30分より本会議を開会させていただきます。

この本会議の日程につきましては、先ほどご説明した通りでございますが、【日程15】

【日程16】【日程17】【日程18】の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。

従いまして、この陳情の審査のため【日程15】に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情の審査をお願い致します。

そして、委員会において採決をしていただいた後、「閉会中継続審査の申し出」について審査いただき、議会運営委員会を閉会致します。

その後、本会議を再開し、委員長より委員会での審査の経過及び結果について、議長へ報告させていただきます。

なお、本4件の陳情につきましては、それぞれ、関 美恵子 議員より討論の通告が出ております。その後、本会議において採決していただくとともに、追加議案として「閉会中継

続審査の申し出について」審査していただくという流れを考えております。

以上、簡単ではございますが、本日の定例会の日程について説明を終わります。

宜しくお願い致します。

○委員長(角井 基君)

ただ今説明がありました日程につきまして、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

【その他】

○委員長(角井 基君)

次に、議題(3)の「その他」について、委員の皆様から、何かご意見はございませんか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、ここで、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただきます。

(午後2時06分休憩)

【陳情第2号について】

(午後4時10分再開)

○委員長(角井 基君)

休憩前に引き続き、これより委員会を再開致します。

議題(4)の陳情第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会に対する陳情・請願に対して陳情・請願人の趣旨説明を実施することを求める陳情」について、議題と致します。

陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

○書記(諏佐 吉則君)

陳情第2号、件名は「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会に対する陳情・請願に対して陳情・請願人の趣旨説明を実施することを求める陳情書」、受理は平成22年3月15日、陳情者は、神奈川県社会保障推進協議会 代表委員 水谷 正人さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、県内住民、県内団体が提出した陳情・請願の審議に当たっては提出者の口頭趣旨説明を認め実施すること、でございます。

○委員長(角井 基君)

それでは本件について、事務局からの見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

それでは、陳情第2号について当局の見解を申し上げます。

陳情者が趣旨説明を行うことについては、現在のところ議会規則や申し合わせ事項に特段の定めはありません。

この件に関しましては議会運営事項であり、この議会運営委員会においてご議論していただき、決定していただくべきものと考えております。

見解としては以上でございます。

○委員長(角井 基君)

ただ今、事務局見解が説明されましたが、何かご質問はございますか。

(四宮 洋二委員 より挙手あり。)

四宮委員。

○委員(四宮 洋二君)

事務局見解をお聞きしましたが、過去にこういう例はありましたか。

○事務局長(細川 哲志君)

当広域連合ではございません。他の広域連合にもお聞きしましたが、広域連合の議会でこのような例はないと確認しました。

○委員長(角井 基君)

他にご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これより本件について採決を致します。

採決の方法は挙手と致します。

本件については、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

挙手なしであります。よって、本件は、不採択とするべきものと決定致しました。

【陳情第3号について】

次に、議題(5)の陳情第3号「財政安定化基金活用など全ての手だてにより後期高齢者の保険料引き下げを図ることを求める陳情」について、議題と致します。

陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

○書記(諏佐 吉則君)

陳情第3号、件名は「財政安定化基金活用など全ての手だてにより後期高齢者の保険料引下げを図ることを求める陳情書」、受理は、平成22年3月15日、陳情者は、神奈川県民主医療機関連合会 会長 堀内 静夫さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、財政安定化基金積立は保険料で三分の一を負担することになっており、現在の累計額30億円のうち10億円は保険料により積み立てられたものである。

後期高齢者71万人では一人当たり1,400円に相当する。現在10年度予算ではさらに財政安定化基金積立分として約600円を計上しているが、この積立は中止しその分保険料引下げを図ること、また、累計積立金を取り崩し活用し、全国一高い神奈川の保険料の引下げを図ること、でございます。

○委員長(角井 基君)

それでは本件について、事務局からの見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

それでは、陳情第3号にかかる当局の見解を申し上げます。

保険料の一部を財政安定化基金の拠出金に充てることにつきましては、法令により定められておりますので、現行法令上、基金の積立を中止するといった取扱いは不可能となっております。

また、先般の臨時会等でも申し上げて参りましたが、神奈川県では剰余金を全額補填することで次期保険料額が減額となるため、財政安定化基金の取り崩しは今回行っておりません。以上でございます。

○委員長(角井 基君)

ただ今、事務局から見解が説明されましたが、何かご質問はございますか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

(秋山 勇委員 より挙手あり。)

秋山委員。

○委員(秋山 勇君)

大井町の秋山です。

今回の陳情につきましては、既に本会議において服部広域連合長から答弁があった通り、平成 22、23 年度の保険料については、剰余金を全額活用することで減額となっており、先の臨時会において条例案が可決されております。

また、事務局見解の通り、現行法令上、財政安定化基金の積み立てを中止するといった取扱いは不可能であるということです。

従って、私としてはこの陳情を採択することは適当ではないと考えますので、委員の皆様方のご賛同をお願いしたいと思います。

○委員長(角井 基君)

他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これより本件について採決を致します。採決の方法は挙手と致します。本件については、採択することに賛成の皆様方の挙手を求めます。

挙手なしであります。よって、本件は、不採択とするべきものと決定致しました。

【陳情第 4 号について】

○委員長(角井 基君)

次に、議題 (6) の陳情第 4 号「後期高齢者保険料滞納者の実態を調査し、実態に見合った実効ある保険料減免制度に拡充することを求める陳情」について、議題と致します。

陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

○書記(諏佐 吉則君)

陳情第 4 号、件名は「後期高齢者保険料滞納者の実態を調査し、実態に見合った実効ある保険料減免制度に拡充することを求める陳情書」、受理は、平成 22 年 3 月 15 日、陳情者は、神奈川県高齢期運動連絡会 代表委員 中里 龍夫さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、低年金・無年金者にとって軽減措置が取られてもなお年間数千円の保険料は重い負担である。県の保険料滞納者の生活実態を正確に調査・把握し、保険料減免制度の対象者に広域連合長が生活困窮と認めた場合を含め救済を図ること、でございます。

○委員長(角井 基君)

それでは本件について、事務局からの見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

陳情第 4 号にかかる当局の見解を申し上げます。

現行の条例減免は、災害を被った場合や長期入院の場合、失業等による所得が著しく減少した場合などにおいて、条例、規則に基づき保険料を減免するものです。

神奈川県において独自に更なる軽減策を行うためには、その財源として県及び市町村の追加負担が必要となります。厳しい財政状況の下、県及び市町村に対し法定の負担に加え、更に負担をお願いすることは困難であると考えております。

先ほどの連合長答弁の通りでございます。以上です。

○委員長(角井 基君)

ただ今、事務局から見解が説明されましたが、何かご質問はございますか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

(秋山 勇委員 より挙手あり。)

秋山委員。

○委員(秋山 勇君)

秋山でございます。

先ほどの本会議において服部広域連合長から、減免を拡充することにより市町村の負担がこれまで以上に増加するため、財政難の中で困難という答弁がありました。

私も同様の認識を持っております。

従ってこの陳情を採択することは適当ではない、ということで委員の皆様方のご賛同をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

○委員長(角井 基君)

他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これより本件について採決を致します。採決の方法は挙手と致します。本件については、採択することに賛成の皆様方の挙手を求めます。

挙手なしであります。よって、本件は、不採択とするべきものと決定致しました。

【陳情第5号について】

次に、議題(7)の陳情第5号「保険料の応能負担原則の徹底を求める陳情」について、議題と致します。

陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

○書記(諏佐 吉則君)

陳情第5号、件名は「保険料の応能負担原則の徹底を求める陳情書」、受理は、平成22年3月16日、陳情者は、全日本年金者組合神奈川県本部 執行委員長 田島 茂さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、

1. 保険料の上限枠50万円を取払い、応能負担原則を生かした制度に改めること。
2. 住民税非課税者の負担を無くし、累進料率で財源を確保すること。

以上の2点でございます。

○委員長(角井 基君)

それでは本件について、事務局からの見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

陳情第5号にかかる当局の見解を申し上げます。高齢者の医療の確保に関する法律に基づく政令第18条第1項第6号において、「保険料の賦課額は、50万円を超えることができない」と定められていますので、限度額の上限額を取り払うといった取扱い是不可能となっております。

保険料率の算定にあたっては、現行法令上、2年を通じた保険財政の均衡を保つことができるようにその額を見込み、均等割額及び所得割率を定めることになっておりますので、累進料率の設定といった取扱いは法令上不可能となっております。以上でございます。

○委員長(角井 基君)

ただ今、事務局から見解が説明されましたが、何かご質問はございますか。

無いようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

(本間 悦雄 委員 より挙手あり。)

本間委員。

○委員(本間 悦雄君)

事務局見解がありましたように、この陳情の内容については法令に違反するということがございますので、採択はできないと思っております。

○委員長(角井 基君)

他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これより本件について採決を致します。採決の方法は挙手と致します。本件については、採択することに賛成の皆様は挙手を求めます。

挙手なしであります。よって、本件は、不採択とするべきものと決定致しました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長(角井 基君)

次に、議題(8)の「閉会中継続審査の申し出」について、お諮り致します。

議長に対し、「議会運営等について」閉会中継続審査の申し出を致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定を致しました。

【委員長報告書の作成】

○委員長(角井 基君)

最後に委員長報告についてですが、委員長報告書の作成とその報告書の内容については、委員長に、ご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定を致しました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から特段何かございますか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会致します。

たいへんご苦労さまでした。

(午後4時23分閉会)

議会運営委員会委員長

角井基

